

「出願人・代理人コード」の運用廃止について

平成26年 9月30日
特 許 庁

特許庁では、平成27年1月に旧式（レガシー）システムであるホストコンピュータからオープン系（サーバ系）システムへの移行を行うため、庁内システム開発¹を行っております。

このシステムリリースに合わせ、昭和39年より利用されている「出願人・代理人コード」²のデータを凍結し、特定の書面手続³において、当該コードを記載していた運用（以下「本運用」という。）を廃止することにいたしました。

つきましては、本運用の廃止に関し、貴会員の方々に以下の事項をお知らせいただきたくよろしくお願いたします。

1. 周知事項

(1) 「出願人・代理人コード」の申請書類への記載廃止について

特定の書面手続に該当する申請書類については、出願人欄に「出願人・代理人コード」を記載しないようお願いいたします。（運用廃止以降に記載があってもデータ蓄積いたしません）

(2) 「出願人・代理人コード」を用いた氏名・住所の一括変更に係る運用の廃止について

住所または氏名に変更が生じた際には、特許庁に係属する個別事件毎に「氏名（名称）変更届」（特許法施行規則様式第6）、「住所（居所）変更届」（特許法施行規則様式第7）の提出が必要ですが、特許庁に係属する事件が大量にあった場合、双方の事務処理の効率化のため、「出願人・代理人コード」を用いた出願人一括変更処理を運用にて行っていました⁴。

一方、特定の書面手続は、現在も書面手続の特許権存続期間延長登録出願及び当事者系審判事件を除き審査等が順次終了し、一括更新対象事件が大幅に減少していることを踏まえて、平成26年11月末日をもって当該運用を廃止いたします。

2. 運用廃止時期

平成26年11月末日

なお、識別番号に関する登録情報の変更につきましては、現行どおり変更はありません。

¹ 改定した「特許庁業務・システム最適化計画」（平成25年3月15日）に基づく開発。

² 「出願人・代理人コード」とは、出願人・代理人に4桁のコードを付し氏名・住所の情報及びその変更履歴を管理している特許庁内のコード情報の1つ。電子申請可能な手続に用いられる「識別番号」に対し、電子申請可能手続以外に運用上利用されている。

³ 特定の書面手続とは、具体的には以下の事件への申請手続を指す。

- ・1990年11月以前の特許、実用新案出願事件
- ・1997年商標法改正以前の意匠、商標出願事件
- ・1999年以前のPCT-DO出願、査定系不服審判事件
- ・現在も書面手続の特許権存続期間延長登録願、当事者系審判事件

⁴ 過去、出願継続中の事件が3000件以上あった場合を目処に運用を行ってきた。なお、1998年以降の申請はない。